



島根県報

平成23年2月25日（金）

号外第19号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	（自然環境課）	2
島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	（ " ）	14

公布された条例等のあらまし**◇島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第2号）**

1 規則の概要

- (1) 島根県立自然公園条例等の一部を改正する条例の施行に伴う規定及び様式の整備（第1条—第18条・第19条—第20条の2・第28条・様式第1・様式第5関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

◇島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（規則第3号）

1 規則の概要

- (1) 島根県立自然公園条例等の一部を改正する条例の施行に伴う規定及び様式の整備（第15条・第19条・第20条・第22条・第27条・様式第10号・様式第11号関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年2月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第2号

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立自然公園条例施行規則（昭和36年島根県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「知事が」を「規則で」に改める。

第2条から第18条までを次のように改める。

（公園事業の執行の承認又は認可）

第2条 条例第7条第2項の承認又は同条第3項の認可は、公園施設ごとに承認を得、又は認可を受けるものとする。

（公園事業の執行の承認又は認可の申請）

第3条 条例第7条第4項第6号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公園施設の構造（運輸施設にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）
- (2) 第1条第1号から第9号までに掲げる公園施設にあっては、その施設の供用開始の予定年月日
- (3) 工事の施行を要する場合にあっては、その施行の予定期間

2 条例第7条第5項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあっては第7号、第8号及び第10号に掲げる書類を、市町村が執行する公園施設に関する公園事業にあっては第1号、第2号、第6号から第8号まで及び第11号に掲げる書類を除く。

- (1) 個人にあっては、住民票の写し
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書
- (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

- (5) 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺1,000分の1以上の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図
- (6) 法人にあっては、定款、寄附行為又は規約
- (7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類
- (8) 事業資金を調達することができることを証する書類
- (9) 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面
- (10) 工事の施行を要する場合にあっては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
- (11) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (12) 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあっては、その収用又は使用を必要とする理由書
（変更の同意又は認可を要しない軽微な変更）

第4条 条例第7条第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 条例第7条第4項第1号に掲げる事項
- (2) 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (3) 公園施設の供用期間が通年でない場合にあっては、その供用期間
- (4) 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあっては、その標準的な額
- (5) 第3条第1項第2号及び第3号に掲げる事項
（公園事業の内容の変更の承認又は認可の申請）

第5条 条例第7条第7項の規定による変更の承認又は認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 変更の内容
- (3) 変更しようとする年月日
- (4) 変更を必要とする理由
- (5) 工事の施行を要する場合にあっては、その施行の予定期間

2 条例第7条第8項において準用する同条第5項に規定する規則で定める書類は、第3条第2項第3号及び第4号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げる書類（同項第3号及び第4号に掲げるものを除く。）とする。

（変更の承認又は認可を要しない軽微な変更の届出）

第6条 条例第7条第9項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 変更の内容
- (3) 変更した年月日
- (4) 変更を必要とする理由
（承継の承認の申請）

第7条 条例第7条の3の規定による承継の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下「合併法人等」という。）の名称及び住所並びにその代表者の氏名
 - (2) 公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名
 - (3) 公園施設の種類
 - (4) 合併又は分割した年月日
 - (5) 合併又は分割した理由
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
 - (2) 第3条第2項第3号、第4号及び第11号に掲げる書類
 - (3) 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書
- 3 条例第7条の3第2項の規定による相続の承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
- (1) 相続人の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
 - (2) 被相続人の氏名、住所及び死亡年月日
 - (3) 公園施設の種類
- 4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 第3条第2項第1号、第3号、第4号及び第11号に掲げる書類
 - (2) 被相続人との続柄を証する書類
 - (3) 相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類
(公園事業の休廃止の届出)
- 第8条** 条例第7条の4の規定による届出は、公園事業を休止又は廃止しようとする日の1月前までに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 公園施設の種類
 - (3) 休止しようとする場合にあっては、休止しようとする公園事業の範囲、休止予定期間及び休止期間中の公園施設の管理方法
 - (4) 廃止しようとする場合にあっては、その予定年月日及び廃止後の公園施設の取扱い
- 2 前項の届出書には、第3条第2項第3号及び第4号に掲げる書類を添付するものとする。
(承認又は認可の失効の届出)
- 第9条** 条例第7条の5第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 公園施設の種類
 - (3) 失効した年月日
 - (4) 失効した理由
- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。
- (1) 第3条第2項第3号及び第4号に掲げる書類
 - (2) 他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたこと、その他その効力が失われたことを証する書類

第10条から第18条まで 削除

第19条第2項第1号中「5万分の1」を「25,000分の1」に改める。

第19条の2第2項中「従事する者、」を「従事する者その他の者であつて、申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅及び」に改め、「その他申請に係る場所に居住することが必要と認められる者」を削り、「条例第11条第4項」を「同項」に、「第4項に」を「同項に」に改め、同条第5項中「条例第11条第4項」を「同項」に、「、又は」を「、若しくは基準日前にその造成に係る行為を完了し、若しくは」に、「条例第11条第6項」を「同条第5項」に改め、同条第13項各号列記以外の部分中「のいずれか」を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。

第19条の2第13項第2号中オをカとし、アからエまでをイからオまでとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から20メートル以上離れていること。

第19条の2中第26項を第29項とし、第25項を第28項とし、同条第24項中「第11条第4項第12号」を「第11条第4項第15号」に改め、同項を同条第27項とし、同条第23項中「第11条第4項第11号」を「第11条第4項第14号」に改め、同項を同条第26項とし、同条第22項中「第11条第4項第9号及び第10号」を「第11条第4項第10号及び第12号」に改め、同項を同条第23項とし、同項の次に次の2項を加える。

24 条例第11条第4項第11号に掲げる行為に係る許可の基準は、次のいずれかとする。

- (1) 前項第1号に掲げる基準に適合するものであること。
(2) 災害復旧のために行われるものであること。

25 条例第11条第4項第13号に掲げる行為に係る許可の基準は、第23項第1号の規定の例によるほか、条例第11条第4項第13号の規定により知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。

第19条の2第21項中「第11条第4項第8号」を「第11条第4項第9号」に改め、同項を同条第22項とし、同条第20項中「第11条第4項第7号」を「第11条第4項第8号」に改め、同項を同条第21項とし、同条第19項中「第11条第4項第6号」を「第11条第4項第7号」に改め、同項第2号中「（昭和45年法律第137号）」を削り、同項を同条第20項とし、同条第18項中「第11条第4項第5号」を「第11条第4項第6号」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「第11条第4項第4号」を「第11条第4項第5号」に改め、同項第3号中「受けて」を「受け、又は同条第5項の規定による届出をして現に」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「第11条第4項第3号」を「第11条第4項第4号」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「第11条第4項第3号」を「第11条第4項第4号」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項の次に次の1項を加える。

15 条例第11条第4項第3号に掲げる行為に係る許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
(2) 当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第19条の3第2項中「第19条第2項」を「第19条第2項各号」に、「5万分の1」を「25,000分の1」に改める。

第20条各号列記以外の部分中「知事が」を「規則で」に改め、同条第8号の2中「同条第2号ア、イ若しくはウ」を「同条第2号イ、ロ若しくはハ」に、「同号ア」を「同号イ」に、「同号ウ」を「同号ハ」に、「公共施設用地」を「公共施設用地」に改め、同条第11号の2中「道路」を「宅地又は道路」に改め、同条第11号の4の次に次の1号を加える。

- (1)の5 受信アンテナ（テレビジョン放送の用に供するものに限る。）を設置すること。

第20条第18号の次に次の17号を加える。

- (18)の2 宅地の木竹を損傷（条例第11条第4項第3号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。）すること。

(18)の3 自家用のために木竹を損傷すること。

(18)の4 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(18)の5 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

- (18)の6 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (18)の7 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
- (18)の8 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (18)の9 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (18)の10 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (18)の11 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (18)の12 島根県希少野生動植物の保護に関する条例（平成22年島根県条例第13号）第13条第1項の規定による知事の許可に係る木竹（同条例第36条第2項の規定による協議に係るものを含む。）であって、同条例第2条第2項に規定する指定希少野生動植物を損傷すること。
- (18)の13 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区（以下「県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。
- (18)の14 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (18)の15 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
- (18)の16 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (18)の17 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。
- (18)の18 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 第20条第23号の2から第23号の11までを削り、同条第24号中「建築物の壁面に」を削り、同条第28号中「第11条第4項第9号」を「第11条第4項第10号」に改め、同条中第28号の5を第28号の13とし、第28号の4を第28号の12とし、同条第28号の3中「（平成14年法律第88号）」を削り、同条を同条第28号の10とし、同条の次に次の1号を加える。
- (28)の11 県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
- 第20条第28号の2を同条第28号の8とし、同条の次に次の1号を加える。
- (28)の9 島根県希少野生動植物の保護に関する条例第13条第1項の規定による知事の許可に係る動物（同条例第36条第2項の規定による協議に係るものを含む。）であって、同条例第2条第2項に規定する指定希少野生動植物を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
- 第20条第28号の次に次の6号を加える。
- (28)の2 島根県希少野生動植物の保護に関する条例第13条第1項の規定による知事の許可に係る植物（同条例第36条第2項の規定による協議に係るものを含む。）であって、同条例第2条第2項に規定する指定希少野生動植物を採取し、又は損傷すること。
- (28)の3 農業を営むために条例第11条第4項第11号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと（同条の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。）。
- (28)の4 森林の整備及び保全を図るために条例第11条第4項第11号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。
- (28)の5 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること（条例第11条第4項第11号に掲げる行為に該当す

るものを除く。以下この条において同じ。)

(28)の6 宅地内において木竹を植栽すること。

(28)の7 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

第20条第28号の13の次に次の4号を加える。

(28)の14 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第11条第4項第13号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。)を放つこと(同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。)

(28)の15 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

(28)の16 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であって、次に掲げるもの。

ア 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

イ 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

(28)の17 家畜を係留放牧すること(条例第11条第4項第13号に掲げる行為に該当するものを除く。)

第20条第29号中「第4条第6項に掲げる」を「第5条第6項に掲げる」に改め、同条第31号から第34号までを削り、同条中第35号を第31号とし、第36号を第32号とし、第37号を第33号とする。

第20条の2第1項を次のように改める。

条例第13条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 行為の目的

(3) 行為地及びその付近の状況

(4) 行為の完了予定日

第21条中「知事が」を「規則で」に改め、同条第4号中「^{けい}繫留施設」を「係留施設」に改める。

第22条中「知事が」を「規則で」に改め、同条第1号中「第11号の4」を「第11号の5」に改める。

第23条第1項中「第19条第2項」の次に「及び第3項」を加え、「による申請書」を「により申請書」に改める。

第28条中「条例」の次に「第7条の7第2項、」を加え、「若しくは」を「又は」に改め、「又はこの規則第14条第2項(第18条において準用する場合を含む。)」を削る。

第29条第1号を次のように改める。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

様式第1(12)を様式第1(15)とし、様式第1(11)を様式第1(14)とし、様式第1(10)中

「申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)」	「申請者の住所及び氏名(法人に あっては、主たる事務所の所在 地及び名称並びに代表者の氏名)」
--	---

様式第1(12)とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第 1 (13) (第19条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者の住所及び氏名（法人に
あつては、主たる事務所の所在
地及び名称並びに代表者の氏名）

㊦

特別地域内動物の放出（家畜の放牧を含む。）許可申請書

島根県立自然公園条例第11条第4項の規定により、 県立自然公園特別地域内における動物の放出（家畜の放牧を含む。）の許可を受けたく、下記のとおり申請します。

記

目 的			
行 為 地	島根県	市 町 大字 字	番地 地 目
行為地付近の状況			
動物（家畜）の種類			
施 行 方 法	動物（家畜）の数量		
	管 理 方 法		
予 定 日	着 手		
	完 了		
備 考			

- 備考 (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- (2) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。
- (3) 不要の文字は、抹消すること。

様式第 1 (9)を様式第 1 (10)とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 (II) (第19条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者の住所及び氏名（法人に
あつては、主たる事務所の所在
地及び名称並びに代表者の氏名）

㊟

特別地域内植物の植栽（播種）許可申請書

島根県立自然公園条例第11条第4項の規定により、 県立自然公園特別地域内における植物の植栽又は
播種の許可を受けたく、下記のとおり申請します。

記

目 的			
行 為 地	島根県	市 町 大字 字	番地 地 目
行為地付近の状況			
植栽（播種）する植物の種類			
施 行 方 法	植栽（播種）面積		
	植栽（播種）数量		
	植栽（播種）方法		
	管 理 方 法		
予 定 日	着 手		
	完 了		
備 考			

- 備考 (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- (2) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。
- (3) 不要の文字は、抹消すること。

様式第1(8)を様式第1(9)とし、様式第1(3)から様式第1(7)までを様式第1(4)から様式第1(8)までとし、様式第1(2)の次に次の1様式を加える。

様式第 1 (3) (第19条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者の住所及び氏名（法人に
あつては、主たる事務所の所在
地及び名称並びに代表者の氏名）

㊦

特別地域内木竹損傷許可申請書

島根県立自然公園条例第11条第4項の規定により、 県立自然公園特別地域内における木竹の損傷の許可を受けたく、下記のとおり申請します。

記

目 的			
行 為 地	島根県	市 町 大字	番地 地 目
損 傷 物 の 種 類			
施 行 方 法	損 傷 物 の 数 量		
	損 傷 方 法		
予 定 日	着 手		
	完 了		
備 考			

- 備考 (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- (2) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。
- (3) 不要の文字は、抹消すること。

様式第5裏面中「島根県立自然公園条例」の次に「第7条の7第2項、」を加え、「若しくは」を「又は」に改め、「又は島根県立自然公園条例施行規則第14条第2項（第18条において準用する場合を含む。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの規則による改正前の島根県立自然公園条例施行規則（以下「旧規則」という。）第2条第1項（旧規則第18条において準用する場合を含む。）の申請書に係る申請がされた場合における認可又は承認並びに当該認可又は承認に係る施設の供用開始、管理又は経営の方法の届出及び管理又は経営の方法の変更の届出については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧規則第5条第1項（旧規則第18条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により承認の申請がされた場合における承認及び当該承認に係る施設の供用開始については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧規則第5条第1項の規定によりされた承認（この条例の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた承認を含む。）は、島根県立自然公園条例等の一部を改正する条例（平成22年島根県条例第30号。以下「改正条例」という。）第1条の規定による改正後の島根県立自然公園条例（以下「新条例」という。）第7条第6項の規定によりされた認可又は承認とみなす。

5 施行日前に旧規則第8条（旧規則第18条において準用する場合を含む。）の規定によりされた承認の申請又は届出は、新条例第7条の4の規定によりされた届出とみなす。

6 施行日前に旧規則第10条第1項（旧規則第18条において準用する場合を含む。）の規定により承認の申請若しくは届出がされた場合又は事業の譲渡につき他の法令の規定により行政庁の認可その他の処分の申請がされた場合における地位の承継については、なお従前の例による。

7 施行日前に発生した事項につき旧規則第13条第1項第2号（旧規則第18条において準用する場合を含む。）の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

8 施行日前に旧規則第3条第1項及び第2項（旧規則第5条第2項において準用する場合を含む。）、第5条第1項、第8条若しくは第14条第3項（これらの規定を旧規則第18条において準用する場合を含む。）の規定又は旧規則第14条第1項若しくは第15条（これらの規定を旧規則第18条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した行為（附則第2項又は第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為を含む。）を理由とする認可の取消しについては、なお従前の例による。

9 施行日前に改正条例第1条の規定による改正前の島根県立自然公園条例（以下「旧条例」という。）第7条第3項の認可を受けた者（この規則の施行後に附則第2項の規定によりなお従前の例により認可を受けた者を含む。）についての新条例第7条の5第3項の規定の適用については、旧規則第12条の規定により付された条件（この規則の施行後に附則第2項、第3項又は第6項の規定によりなお従前の例により付された条件を含む。）は、新条例第7条第10項の規定により付された条件とみなす。

10 公園事業の執行の認可を受けた者（以下この項において「公園事業者」という。）が施行日前に公園事業者でなくなった場合（譲渡、合併又は分割により公園事業者でなくなった場合を除く。）における当該公園事業者であった者に対する原状回復命令等については、なお従前の例による。

11 この規則の施行の際現に旧規則の規定によりされている承認又は認可の申請書又は届出書並びにこれらの添付書類及び図面は、この附則に別段の定めがあるものを除き、この規則の施行後は、この規則による改正後の島根県立自然公園条例施行規則（以下「新規則」という。）の相当規定に基づいて、新規則の規定により提出されている承認又は認可の申請書又は届出書並びにこれらの添付書類及び図面とみなす。

12 施行日前に旧条例第7条第2項若しくは第3項の公園事業の執行の承認又は認可を受けた旧規則第1条第7号の施設については、新条例第7条第4項第5号に掲げる事項に係る変更について同条第6項の承認又は認可を受けることを要

しない。

- 13 新規則第19条の2の規定は、施行日以後にされる新条例第11条第4項の規定による許可の申請について適用し、施行日前にされた旧条例第11条第4項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 2月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第3号

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

島根県自然環境保全条例施行規則（昭和52年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号ウ(ウ)中「第20条第1号へ」を「第20条第1項第1号カ」に改め、同号ウ(ウ)中「第10号及び第20条第8号」を「第13号及び第20条第1項第11号」に改め、同号ウ(ウ)中「海洋汚染」を「海洋汚染等」に改め、同号ウ(ウ)中「第2条第7項」を「第2条第1項第16号」に改め、同号エ(エ)中「以下に」を「以下」に、「(2)の(3)」を「(4)のc」に、「(1)の(1)又は(2)」を「(7)のa又はb」に改め、同条中第11号を第14号とし、第10号を第13号とし、第9号を第12号とし、第8号の次に次の3号を加える。

- (9) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。

- (10) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

- (11) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第19条中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

- (9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

- (10) 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第20条第1項第1号シ中「海洋汚染」を「海洋汚染等」に改め、同号タ中「第86条第3項」を「第141条第3項」に改め、同項第10号中「第7号」を「第10号」に改め、「若しくは第2項」の次に「若しくは第25条の2第1項若しくは第2項」を加え、同号を同項第13号とし、同項第9号ア中「若しくは第2項」の次に「若しくは第25条の2第1項若しくは第2項」を加え、同号キ中「第4条第6項に掲げる」を「第5条第6項に掲げる」に、「建設大臣の認可を受けた」を「国土交通大臣に協議し、その同意を得た」に改め、同号を同項第12号とし、同項第8号を同項第11号とし、同項第7号イ中「第2項」を「第3項」に改め、同号を同項第10号とし、同項第6号の次に次の3号を加える。

- (7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであって次に掲げるもの

- ア 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。
- イ 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。
- ウ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- エ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
- オ 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- カ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- キ 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- ク 島根県希少野生動植物の保護に関する条例（平成22年島根県条例第13号）第13条第1項の規定による知事の許可に係る木竹（同条例第36条第2項の規定による協議に係るものを含む。）であって、同条例第2条第2項に規定する指定希少野生動植物を損傷すること。
- ケ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- コ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
- サ 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。
- シ 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (8) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことであって次に掲げるもの
- 森林の整備及び保全を図るために条例第19条第4項第8号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。）。
- (9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）であって次に掲げるもの
- ア 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第19条第4項第9号の知事が指定するものに限る。以下この号において同じ。）を放つこと（同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この号において同じ。）。
- イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。
- ウ 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であって、次に掲げるもの
- (7) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。
- (4) 野生鳥獣による人、家畜及び農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。
- 第22条第1項第1号中「第9号ア」を「第12号ア」に、「第9号ウ」を「第12号ウ」に改め、同項第3号ウ中「第4条第5項」を「第4条第6項」に改める。
- 第23条中「第20条第6号」を「第20条第3項第6号」に改める。
- 第25条第3号中「鉄道」を「鉄塔」に改める。
- 第27条第1号ア中「ナ及びニ」を「ニ及びヌ」に改め、同号オ及び同条第2号イ中「第22条各号」を「第25条各号」に改め、同条第6号エ中「第20条第9号」を「第20条第1項第12号」に改める。
- 第28条第2項中「第20条第3項」を「第20条第3項本文」に、「第21条第1項」を「第21条第1項各号」に、「、第6

号から第 8 号まで」を「及び第 5 号から第12号まで、条例第20条第 3 項本文」に改める。

様式第 8 号中「第20条第 6 項」を「第20条第 3 項第 6 号」に改める。

様式第10号裏面中「第19条第 4 項及び」を「、第19条第 4 項若しくは」に、「附せられた」を「付された」に、「とる」を「執る」に改め、「違反した者は」の次に「、」を加え、「50万円」を「100万円」に、「第20条第 3 項」を「第20条第 3 項本文」に、「第21条第 1 項」を「第21条第 1 項各号」に、「各行為」を「行為」に改め、「その中止を命じ」の次に「、」を加え、「、第 6 号から第 8 号」を「及び第 5 号から第12号まで、条例第20条第 3 項本文」に改め、「掲げる行為について」の次に「、」を加える。

様式第11号裏面中「又は第21条第 2 項」を「若しくは第21条第 2 項」に、「とる」を「執る」に、「20万円」を「30万円」に、「者。」を「者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島根県自然環境保全条例施行規則第15条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる島根県立自然公園条例等の一部を改正する条例（平成22年島根県条例第30号。以下「改正条例」という。）第 2 条の規定による改正後の島根県自然環境保全条例第19条第 6 項の規定による許可の申請について適用し、施行日前にされた改正条例第 2 条の規定による改正前の島根県自然環境保全条例第19条第 6 項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。